

長野市行政改革大綱及び実施計画 (説明資料)

長野市行政改革推進審議会	1
本市における行政経営の方針	2
本市における行政改革	3
長野市行政改革大綱(概要)	4
長野市行政改革大綱実施計画の概要	6
行政改革大綱実施計画 改革項目一覧	7
利用者負担の見直し	9
行政評価のしくみ	12
行政評価と行政改革大綱の関係	12

長野市行政改革推進審議会

設置

簡素で効率的な行政の確立に向け、本市の行政改革の推進について必要な事項を調査及び審議する

任務

- ・市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議する
 - (1) 事務・事業の改善
 - (2) 組織・機構の改善
 - (3) 市民サービスの向上
 - (4) その他行政改革の推進に関し、市長が必要と認める事項
- ・必要に応じて行政改革の推進に関する事項について、市長に意見を述べる

組織

- ・委員20人以内で組織する
- ・委員は、次の者のうちから市長が委嘱する
 - (1) 学識経験者
 - (2) 民間諸団体の代表者
 - (3) 市長が必要と認める者 公募委員

任期

2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

会長及び副会長

会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める

- ・会長は、会務を総理し、審議会を代表する
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する

会議

- ・審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる
- ・委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない

専門部会

特定事項の調査のため、必要に応じ専門部会を置くことができる

書記

- ・市職員のうちから市長が任命する
- ・書記は、会長の命を受けて審議会の所掌事務に従事する

本市における行政経営の方針

多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、限られた「行政の経営資源」¹をより効率的かつ市民本位に活用し、これからのまちづくりを進めるための方針として、次の5項目を第四次長野市総合計画に掲げている。

1 役割分担と協働²によるまちづくりの推進

市民・地域・関係団体・行政等が果たすべき役割分担を明確にし、それぞれの協働によるまちづくりを推進する

市民へ行政情報を提供し、施策形成の過程から参画できる環境を整備する

2 地域の個性をいかした住民自治の推進

自らの選択・決定・責任による、地域社会形成に向けた活動を支援する

3 地方拠点都市としての先導的役割の充実

地方自治の自主性と自立性を高め、市民生活に密着したまちづくりを推進する

広域行政の充実・強化を図り、効率的事務処理や住民サービスの提供を進め、長野地域広域市町村圏³全体の発展を目指す

広域的な都市間の連携と交流を深め、互いの特性をいかし合い、活力あるまちづくりを推進する

4 行政改革の推進と効率的な行財政運営

効率的な行政運営による小さな市役所の実現を目指す

受益者の公平で適正な負担と財源の安定的な確保を図り、効率的な配分による健全な財政運営を推進する

5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

市民ニーズや行政課題に即応できる組織体制の充実や人材育成等を進めるとともに、市民サービスや事業の成果を検証し、その結果を重視した、市民の視点から満足度を高めていく行政経営を推進する

1 行政の経営資源...行政が持つ、人的資源・物的資源・情動的資源などの行政活動を行うための資源のこと。

2 協働...市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

3 長野地域広域市町村圏...一体的な日常社会生活圏を形成している地域で、現在、長野市を含む3市4町2村の9市町村で構成されている。

本市における行政改革

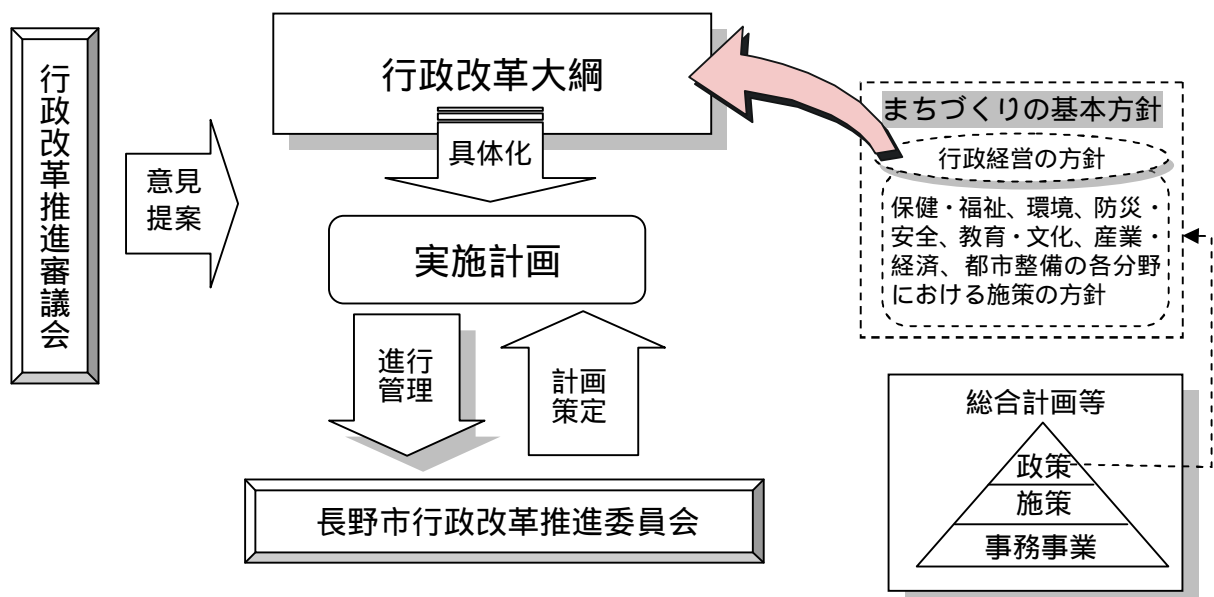
市民ニーズに的確に応える簡素で効率的な市役所の構築のため、これまでも行政改革大綱を定め¹改革に取り組んできた。

厳しい財政状況の中、少子高齢化をはじめ、ますます変化する社会経済情勢に対応していくために、さらなる改革の取り組みが必要。

平成20年度の行政改革大綱の改定に当たって、第四次長野市総合計画との整合を図ることとした。

「行政経営の方針」のうち2項目²について、今後改革を進めるための基本方針、重点的に取り組むべき事項などを行政改革大綱で具体的に定める。

その上で、庁内に組織する長野市行政改革推進委員会³が主体となり、行政改革大綱に基づく実施計画の策定及び進行管理を行うことによって、行政改革を着実に推進する。



- 1 昭和60年、平成8・11・15年に行政改革大綱を策定
- 2 行政改革の推進と効率的な行財政運営及び成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進
- 3 副市長を委員長とし、総務部長、企画政策部長、財政部長、各部局の主幹課長で構成。

長野市行政改革大綱（概要）

行政改革大綱の目的

行政改革大綱は、第四次長野市総合計画の「行政経営の方針」のうち、「行政改革の推進と効率的な行財政運営」、及び「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」に関して、今後改革を進めるための基本方針、重点的に取り組むべき事項などを具体的に定める。

行政改革の基本方針

1 行政サービス提供の市の責任

行政が真に提供しなければならないサービスを確実に実施し、市民が安心して暮らせる社会をつくる責任を果たす。

2 民間活力活用の継続

民間企業や地域住民、NPOなどの民間活力を一層活用していく。

3 市民負担の公平性の確保

市税や国民健康保険料などの自主的納付を促し、受益者負担の適正化を進めて、市民負担の公平性を確保する。

4 持続可能な行財政運営の推進

限られた収入の中で、施策や事業の優先度を常に意識し、将来の市民にも安定したサービスの継続が可能となる行財政運営を推進する。

行政改革の期間

平成20年度～平成24年度(5年間)

重点的に取り組むべき事項

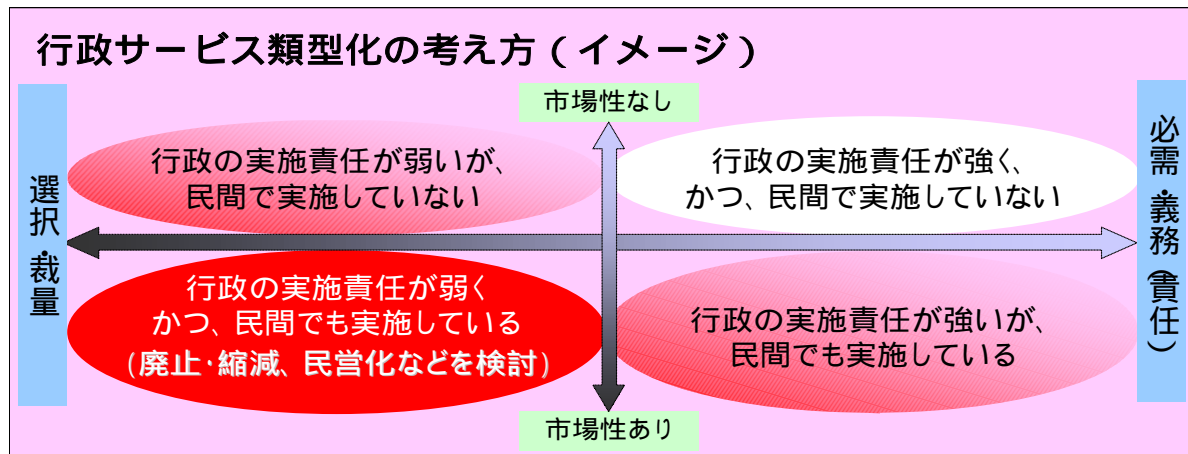
1 職員数の削減

最少の人員で最大の行政サービスが提供できるよう、定員適正化目標を掲げて職員数の削減に取り組む。

削減に当たっては、市役所の内部事務を見直し、全庁的に共通する事務や定型的事務の集中化に取り組むとともに、民間委託をさらに推進する。

2 市民と市の役割分担の適正化

市の行政サービスについて、行政の責任の度合いと民間での実施の可否によって類型化した上で、廃止・縮減、民営化などの改革を進める。



3 使用料など受益者負担の見直し

減価償却費を含めてサービスの提供に要するコストを明らかにした上で、類型化の結果によって受益者負担割合の基準を作成し、市民の理解を得ながら使用料、手数料等の見直しを進める。

具体的な取り組み ...次の区分に応じて主な取り組みを掲載

1 行政改革の推進と効率的な行財政運営

「選択と集中」を基本とした行政サービスの継続的な見直しを図るとともに、市民と行政の適切な役割分担により、最少の経費で最大の効果をあげられる行財政運営を目指す。

- 区分 1-1 効率的な行政の推進...事務事業の見直し・整理統合・効率化など
- 1-2 民間活力の活用...民間委託・PFI事業・指定管理者制度の活用など
- 1-3 健全な財政運営の実現...選択と集中による予算配分の重点化・効率化など

2 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

市民の目線に立った行政サービスを提供し、市民の更なる満足が得られる質の高い行政経営を目指します。

- 区分 2-1 利用しやすい行政サービスの提供...ワンストップサービスの導入など
- 2-2 市民とともに行動する人材の育成と活用...新たな人事評価制度の導入など
- 2-3 成果を重視した行政運営...組織の適正化・効率化など

長野市行政改革大綱実施計画の概要

【策定の目的】

長野市行政改革大綱に基づいて取り組む様々な行政改革の進め方や目標、実施年度などを具体的に定め、なおかつその進行管理を適切に行うために策定する。

【実施計画の基本的な考え方】

長野市行政改革大綱の「第7 重点的に取り組むべき事項」及び「第8 具体的な取り組み」に基づいて進める個々の改革について『改革項目』¹を作成し、それを集約する形で構成する。

社会経済情勢、市民ニーズの変化及び財政状況の変化等に対応するため、計画期間は5年の固定とし、年度ごとに計画期間の起点をスライドさせ、計画の実効性と弾力性を確保する。

【実施計画の進行管理と情報公開】

進行管理

毎年度末に行うこととし、庁内に組織する長野市行政改革推進委員会が主体となり、各改革項目の進行状況を確認するとともに、行政評価に基づく見直し事項など次年度から取り組む新規項目を追加する。

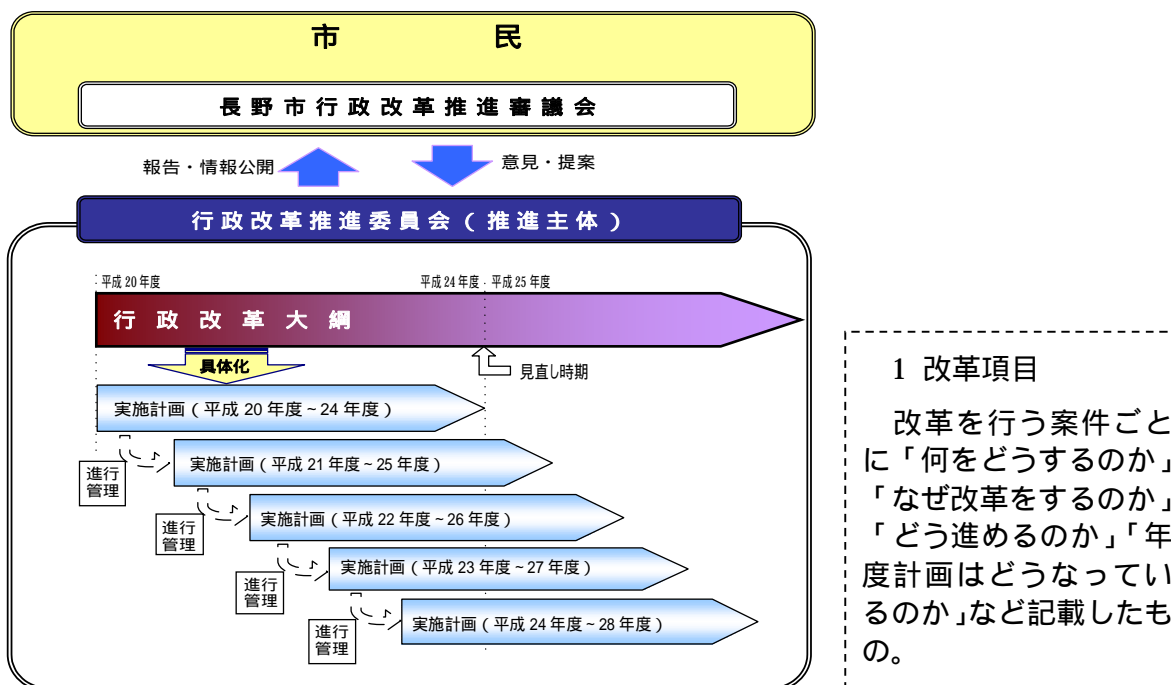
長野市行政改革推進審議会との連携及び進行状況の公開

各項目の取り組み状況及び新規項目について、長野市行政改革推進審議会に報告し審議(意見・提案)を受ける。

市ホームページに掲載するなど市民に公開する。

実施計画の改定

長野市行政改革推進審議会からの意見等をふまえ、引き続き取り組む項目と新規項目による新たな実施計画(5ヵ年)を各年度当初に策定する。



行政改革大綱実施計画 改革項目一覧(74項目)

【大綱上の位置付け】 1 - 1 効率的な行政の推進

改革項目名	主な担当課
IP電話の導入	総務部庶務課
施設の存廃・再配置などの方針策定	総務部行政管理課
市営バスの再編	企画政策部交通政策課
電子入札の導入	財政部契約課
入札契約制度の改善	財政部契約課
入札・契約に係る第三者機関の設置	財政部契約課
葬祭事業の廃止	生活部市民課
パスタ・ミナル連絡室及び大門連絡室の見直し	生活部市民課/総務部庶務課
働く女性の家の見直し	生活部男女共同参画推進課
福祉医療費給付水準の見直し	保健福祉部厚生課・財政部財政課
高齢者等外出支援サービス事業の廃止	保健福祉部高齢者福祉課
すこやか入浴事業交付金の見直し	保健福祉部高齢者福祉課
大岡老人福祉センターの見直し	保健福祉部高齢者福祉課
母子生活支援施設の見直し	保健福祉部保育家庭支援課
公設民営保育所(清野・西条)の見直し	保健福祉部保育家庭支援課
市民のつどい廃止の検討	保健福祉部人権同和政策課
保健保養訓練センターの廃止を含めた見直し	保健所健康課
保健センターの再編に向けての検討	保健所健康課
河川水路をきれいにする推進会補助金の廃止(住民自治協議会の枠組みの中で再構築)	環境部環境政策課
市有建物の省エネ・CO2削減のための省エネ診断の実施と改修	環境部環境政策課・建設部建築課
衛生センターの在り方の検討	環境部衛生センター
勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの見直し	産業振興部産業政策課
農村改善施設の見直し	産業振興部農政課
大岡農水産物処理加工施設の見直し	産業振興部農政課
林業関係施設の見直し	産業振興部森林整備課
中心市街地活性化事業補助金(TMO運営補助)の終期設定	産業振興部商工振興課
大岡交流施設(大岡温泉)の見直し	産業振興部観光課
品沢高原観光施設の民間譲渡・廃止(民間譲渡等を含め、今後のあり方を決定)	産業振興部観光課
大岡観光施設の見直し	産業振興部観光課
少年科学センターの見直し	教育委員会生涯学習課
スパイラルのあり方の検討	教育委員会体育課

【大綱上の位置付け】 1 - 2 民間活力の活用

改革項目名	主な担当課
指定管理者制度の導入推進	総務部行政管理課
新斎場への民間活力の活用	生活部市民課
市立保育所の見直し	保健福祉部保育家庭支援課
鬼無里ふるさと体験施設の民間譲渡(民営化)	産業振興部 商工振興課、観光課
飯綱高原スキー場の縮小	産業振興部観光課
聖山パノラマスキー場の廃止	産業振興部観光課
奥福花観光センター及び鬼無里山岳公園の指定管理者制度導入	産業振興部観光課
大岡アルプス展望ふれあいセンターの民間譲渡	産業振興部観光課
茶臼山動物園の獣舎改修費への民間資金導入	都市整備部公園緑地課
公民館への指定管理者制度の導入	教育委員会生涯学習課
体育施設の指定管理者制度の導入に伴う公の施設の管理・運営の検討	教育委員会体育課

【大綱上の位置付け】 1 - 3 健全な財政運営の実現

改革項目名	主な担当課
本庁舎駐車場の有料化	総務部庶務課
松代文化ホールの使用料の見直し	総務部庶務課
予算編成手法の見直し	財政部財政課・総務部行政管理課・企画政策部企画課
市税、使用料、保険料などの各種未収金対策における新たな効果的方策の検討	財政部収納課
北信保健衛生施設組合負担金の適正化	生活部市民課
働く女性の家、勤労者女性会館しなのきの利用者負担の見直し	生活部男女共同参画推進課
独居老人等緊急通報システム設置事業の利用者負担等の検討	保健福祉部高齢者福祉課
老人憩の家(入浴施設)の利用者負担の見直し及び施設の再編	保健福祉部高齢者福祉課
老人福祉センター、シニアアクティブルーム、老人大学講座の内容及び受講料の見直し	保健福祉部高齢者福祉課
母子・寡婦福祉資金貸付金の未収金対策の強化	保健福祉部保育家庭支援課
各種がん検診の利用者負担額の見直し	保健所健康課
一般廃棄物処理(し尿処理)手数料の利用者負担の見直し	環境部生活環境課
勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの受講料の見直し	産業振興部産業政策課
大岡農村文化交流センターの利用者負担の見直し	教育委員会学校教育課
公民館成人学校の利用者負担の見直し	教育委員会生涯学習課
公民館講座受講料及び施設使用料のあり方の検討	教育委員会生涯学習課
児童館・児童センター等の利用者負担の検討	教育委員会生涯学習課
少年科学センターの利用者負担の見直し	教育委員会生涯学習課
生涯学習センターの講座受講料の見直し	教育委員会生涯学習課
青少年錬成センターの利用者負担の見直し	教育委員会生涯学習課
博物館(本館)の入場料の見直し	教育委員会博物館
体育館等使用料の見直し	教育委員会体育課

【大綱上の位置付け】 2 - 1 利用しやすい行政サービスの提供

改革項目名	主な担当課
情報システムの最適化	総務部情報政策課
統合型GIS(地理情報システム)の整備	総務部情報政策課
総合窓口の基本計画策定	総務部行政管理課

【大綱上の位置付け】 2 - 2 市民とともに行動する人材の育成と活用

改革項目名	主な担当課
公務員制度改革の推進	総務部職員課
給与構造改革と人事評価制度に連動した給与制度の見直し	総務部職員課

【大綱上の位置付け】 2 - 3 成果を重視した行政運営

改革項目名	主な担当課
職員定数・人員配置の適正化の推進	総務部職員課
審議会等の設置及び運営に関する指針の見直し	総務部行政管理課
定時制高校生に対する奨学金制度の見直し	教育委員会学校教育課
姉妹都市交換派遣高校生の事業内容見直し	教育委員会学校教育課
救急隊員と消防隊員の兼務制の導入	消防局総務課・警防課

利用者負担の見直し

1 見直しの背景及び基準の策定

施設の使用料や講座の受講料など行政サービスの利用者負担には、統一的な算定基準がなく、均衡の取れていないものもあった。

平成 17 年 11 月に長野市財政構造改革懇話会から「公平性が確保される地域社会の実現を目指すために、受益者負担の公平なあり方を検討した上で、受益者に対して適正な負担を求めることが必要である」との提言がなされる。

行政改革推進審議会から「行政サービスの利用者の負担に関する基準のあり方」についての答申を受け、統一的な基準を平成 20 年 7 月に策定する。

2 利用者負担に関する基準の内容

(1) 利用者の負担の基本的な考え方

$$\text{利用者の負担額} = \text{サービスのコスト(原価)} \times \text{サービスの類型による利用者負担割合}$$

前提となるサービスのコスト(原価)を統一的な方法によって算出

サービスの内容・性質によって類型に分類

利用者の受益に応じて類型ごとに負担割合を定める

これをサービスのコスト(原価)に乘じ、利用者の負担額とする

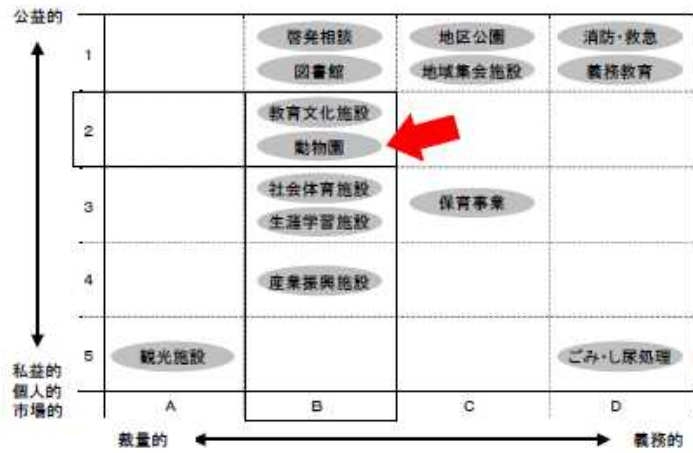
(2) 利用者に負担を求めるコストの範囲

区 分		対 象	費 用 ・ 性 質
役 務 提 供 費		対 象	講座開催などの役務提供のために直接必要な講師派遣料・謝礼金などの経費で、サービスの利用の増減と連動して発生するもの
施 設 提 供 費	施 設 維 持 ・ 運 営 費	対 象	施設の維持・運営に直接必要な光熱水費、施設・設備の保守点検料、日常的な施設の補修・維持修繕費などで、施設を運営する限り必要となるもの
	施 設 建 設 費	対 象	施設の建設や大規模改修の際に税で負担した過去の経費で、利用の有無により増減しないもの
間 接 的 経 費		対 象 外	本庁等の事業企画管理部門で間接的に従事する職員人件費など、役務や施設の提供とは直接関連しない経費で、利用の有無により増減しないもの

(3) サービスの類型化

(概略図)...

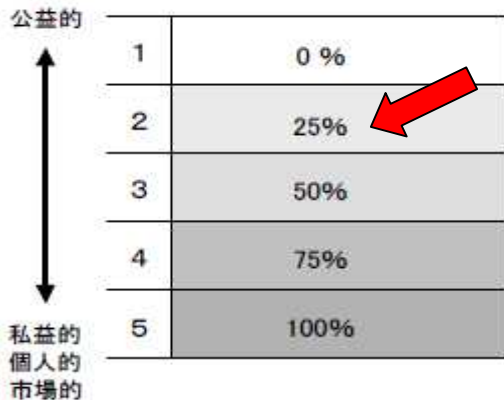
市の提供するサービスを、公益・私益性、市場性の度合いを縦軸とし、市の実施義務の度合いを横軸として、個々のサービスを類型化



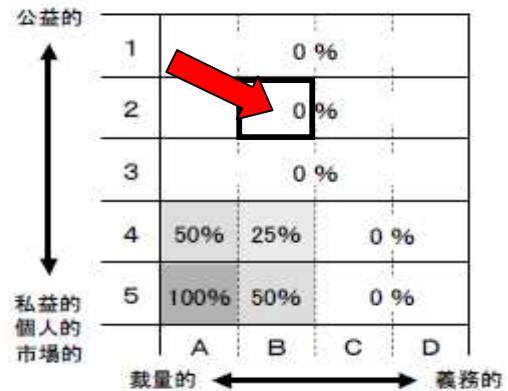
(4) 利用者の負担割合

市が提供するサービスの公益・私益性、市場性、市の実施義務性及び費用の性質により利用者の負担割合を決定

【役務提供費、施設維持・運営費】...



【施設建設費】...



(5) 基準に基づくサービスのコスト・利用者負担割合の算出

及び料金見直しの具体例

事務事業・施設	類型	収入額 (利用者負担) (A)	支出額 (減価償却費を含む) (B)	現状の 利用者 負担割合 (A/B)
		千円	千円	%
茶臼山動物園	2-B	46,560	319,342	14.60%

サービスの類型化 図 より
動物園は、公益性の度合いを示す縦軸で『2』に、市が実施すべき義務性の度合いを示す横軸では『B』の類型に位置付けられる。

行政サービスの利用者負担に関する基準による負担割合・負担額										
役務提供費	負担割合	利用者負担額 × = (C)	施設運営費	負担割合	利用者負担額 × = (D)	施設建設費(減価償却費)	負担割合	利用者負担額 × = (E)	利用者負担額合計 (C+D+E) = (F)	現在の収入額(負担額)に対する倍率 (F / A)
千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	
0	25%	0	309,700	25%	77,425	9,643	0%	0	77,425	1.66 倍

講座開催等に伴う講師派遣料・謝礼金など、施設管理運営費を除いたサービスの費用。

2 - B の類型に対する基準に基づく負担割合
【役務提供費、施設維持・運営費】図 より 25%

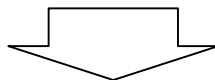
2 - B の類型に対する基準に基づく負担割合
【施設建設費】図 より 0%

【料金の見直し】

見直しに先立って、サービスの利用率、施設の稼働率向上を図るための取り組みによる収入増加と、コスト削減の具体的な目標を定める。

その上で、基準に基づく利用者負担額まで利用者に負担を求める。

急激な負担増加とならないよう、見直しは現行の負担割合の2分の1を上限額として実施し、3年後に再度見直しを行う。



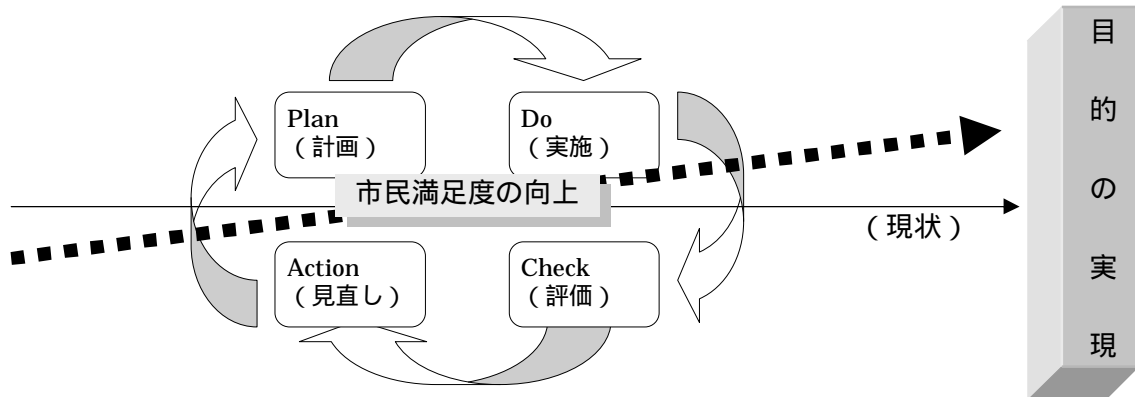
茶臼山動物園の現行料金が年齢等に関係なく一律 500 円だと仮定すると、基準による負担割合に基づく料金は 830 円 (500 × 1.66) となるが、最初の 3 年間は 750 円 (500 × 1.5) とする。

実際の見直しに当たっては、行政改革大綱実施計画に掲載し、社会経済情勢等を踏まえ、経済的弱者、高齢者などへの配慮や家計への影響などを考慮する中、利用者などに十分な説明を行いながら、市民負担の公平性を確保すべく見直しを進めていく。

行政評価のしくみ

行政評価とは、行政活動の目的を明確にしながら活動の効果を数値化し、市民の視点に立って評価するとともに、その結果を総合計画の策定、行政改革、予算編成などに活用することで、効率的で質の高い行政運営を実現する一手法。

「Plan（計画） Do（実施） Check（評価） Action（見直し）」というマネジメントサイクルを行政活動に組み入れることによって、行政の意思決定から見直しに至る過程を明確化するもの。



行政評価と行政改革大綱の関係

